

2026年3月31日

国立大学法人東京大学 御中

プロセス検証委員会報告書（概要版）

プロセス検証委員会

委員長 山口利昭

委員 木内 敬

委員 中野 真

第1. 調査の概要

2026年1月24日、医学系研究科・医学部皮膚科学教室のS教授（当時）が収賄容疑で逮捕され、その後、医学系研究科・医学部臨床カンナビノイド学講座のY元特任准教授とともに起訴された（「カンナビ案件」）。また、これに先立つ2025年11月19日、医学部附属病院救急救命センターのM准教授（当時）が逮捕され、その後、起訴された（「整形案件」）。

当委員会は、東京大学から、両事案に対する東京大学の対応プロセスを検証するとともに、東京大学に不適切な対応が認められた場合には東京大学のガバナンスの在り方について提言を行うよう諮問を受け、これに基づき検証を行った。本報告書は、その検証結果を取り纏めた2026年3月31日付「プロセス検証委員会報告書（公表版）」の概要版である。本概要版において使用する用語の定義は本概要版・別紙1を、各事案における主要な時系列は同別紙2をそれぞれ参照されたい。

第2. 調査の結果認められた事実関係

1. カンナビ案件に係る事実関係

(1) カンナビ案件の認知及び調査の開始

東京大学学内のコンプライアンス通報窓口は、2024年9月18日以降、N協会代表のH氏（「本件通報者」）から、

- ・ S氏からN協会に対し、東京大学には秘密裏にS氏に1300万円を支払うほかS氏に対して更なる便宜を図るよう命じ、本件通報者がある場で承諾しなかったところ、講座¹をつぶしN協会を抹殺するなどと宣言した

¹ 医学系研究科・医学部臨床カンナビノイド学講座を指し、N協会は同講座の共同研究者であった。

- ・ S 氏及び Y 氏が本件通報者に対し不適切遊興のため月 2 回程度、1 回につき 60 万円の費用の捻出を強いている

等の内部通報（「本通報」）を受けた²。

さらに、同月 27 日、本件通報者から本通報内容に関する資料として、飲食店やタクシーの領収書、ソーブランドの待合室で待つ S 氏及び Y 氏を写したとされる写真、ソーブランドや高級飲食店の予約の指示を示しているとされる Y 氏と本件通報者との間の LINE のやり取りの画像等の多数の電子データの提供がなされた。

コンプライアンス総括責任者³は、同日、東京大学本部法務課（「法務課」）に対して、附属病院に調査を依頼するよう指示し、その後法務課と附属病院との間で、調査事項の内容の調整等が行われ、同年 10 月 28 日付でコンプライアンス総括責任者から附属病院に対して調査要請書が発出された。そして、同月 29 日から同月 30 日にかけて、S 氏及び Y 氏に対し、ヒアリングを要請する旨の連絡がなされ、両氏のヒアリングの日程が同年 11 月 7 日に決定した。

（2）警察からの捜査協力要請及び内部調査の停止

被通報者に対するヒアリングが 2024 年 11 月 7 日に行われることが予定されている中、同月 5 日、警察の担当者が東京大学を訪れ、総務部長及び法務課に対し、S 氏及び Y 氏が捜査対象となっている旨を伝えた。法務課長が警察の担当者に対し、両氏らに対する内部調査の継続の可否を確認したところ、内部調査は停止することが通常である旨の回答を受けた。この回答を踏まえ、コンプライアンス総括責任者は、同月 7 日に予定されていた S 氏及び Y 氏へのヒアリングを中止した。

その後、同月 8 日、警察の担当者は、総務部長及び法務課等に対し、書類等の資料収集は可能だが S 氏及び Y 氏や関係者にヒアリングをすることは差し控えるよう要請した。この要請を踏まえ、コンプライアンス総括責任者は、同日以降、翌年 5 月に外部法律事務所に調査等を委託するまでの間、内部調査を事実上停止した。

（3）週刊誌及びテレビでの報道

本通報の後、2024 年 9 月 30 日以降、オンラインメディアに 6 回にわたり、S 氏や Y 氏に関する記事が掲載された⁴。また、同年 12 月 6 日には、週刊現代（WEB 版）において、

² 本調査に際しては、東京大学の本件通報者への対応に関する検証が不可欠である一方、本件通報者は週刊誌への情報提供や記者会見を行い、その中で、東京大学のコンプライアンス通報窓口に通報をしたことを自ら明らかにしていること等を踏まえて、東京大学の本件通報者への対応に関する検証を行っている。

³ 東京大学学内のコンプライアンス通報窓口への内部通報に係る対応については、コンプライアンス総括責任者（コンプライアンス担当理事）、総務部長、法務課のラインで主に行っている。

⁴ 記事中には、S 氏及び Y 氏がソーブランドの待合室で待機しているとされる写真等、東京大学が本件通報者から同月 27 日に提供された資料と同一のものを含む写真が掲載されていた。

『東大医学部教授と准教授に恐喝された！』高級ソープなどは年間 1500 万円、共同研究者が被害届を提出する騒動に」と題する記事が、2025 年 3 月 6 日には、週刊文春において、「東大皮膚科カリスマ教授がもとめた 1500 万円”違法エロ接待“」と題する記事が掲載された。さらに、同年 5 月 8 日にテレビ朝日のニュース番組である報道ステーションにおいて、N 協会が、教授らに飲食費等約 2000 万円の接待を行ったこと、金銭の要求や「殺すぞ」と言われたこと、東京大学のコンプライアンス窓口に通報したところ突如研究が中断したことなど、N 協会側の主張が報じられるとともに、これらの事実関係について、テレビ朝日が東京大学側に問い合わせたところ、「お答えできかねます」と回答があったことなどが報道された。

その間、東京大学には、マスコミ関係者から取材依頼が複数寄せられたが、東京大学は、警察の担当者からマスコミへの回答についてはノーコメントとするよう要請されていたこと等を踏まえ、マスコミ関係者からの質問に対してはお答えできません旨の回答を続けた。

(4) カンナビ案件対応本部の設置

上記報道ステーションによる報道後の 2025 年 5 月 12 日、総長はコンプライアンス総括責任者に対しカンナビ案件に対して具体的な対応を行うよう指示を行い、この指示を受けて、法務課から外部の法律事務所（「弁護士調査チーム」）に相談がなされた。同月 16 日、総長とコンプライアンス総括責任者が打合せを行い、今後、カンナビ案件のコンプライアンス基本規則に基づく調査について、本部主導で、弁護士調査チームを加えて、警察とのコミュニケーションにより警察の理解を得つつ、再開する方針となった。

同年 6 月 9 日、大学として本部主導の統合的かつ迅速な対応を可能にする危機管理対応体制を作った上での対応を行うため、「カンナビ案件対応本部」が設置された。カンナビ案件対応本部は週に 1 回程度の頻度で開催され、弁護士調査チームによる調査の進捗状況、警察からの要請・情報の内容、これらを踏まえた広報対応や懲戒処分への対応方針等が協議された。

(5) 警察による捜索差押え及び学内関係者への聴取の開始

2025 年 6 月 7 日、警察による附属病院に対する捜索差押えが行われたが、当日は土曜日であり、また、夜間（20 時頃）に開始されたこともあって、マスコミ等による報道はなされなかった。その後、同年 7 月 2 日以降、警察による複数の東京大学関係者への事情聴取が行われた。

(6) 経営協議会、運営方針会議後の懇談会、科所長会議での議論及び社会連携講座等検証・改革委員会の設置

2025 年 6 月 20 日に行われた経営協議会後に、総長やコンプライアンス総括責任者から、カンナビ案件発覚から現在に至るまでの経緯や社会連携講座に関する実態調査を行うこと

等の説明がなされた。

また、同月 23 日に行われた運営方針会議後の懇談会においてカンナビ案件の説明がなされ、主に学外委員から、民間企業でも犯罪に関連する不祥事は発生するが東京大学の対応は民間企業ではあり得ないなどと、約 1 時間にわたり厳しい指摘がなされた。

翌 24 日に行われた科所長会議で、カンナビ案件についての質問等がなされた際に、医学系研究科長から、「S 氏が性風俗店に赴いたのは性感染症の調査のためと聞いている。」「本件通報者にも（大学側と約束していた研究に関する負担金の支払いがなされない等の）問題があった。」との趣旨の発言があった。この医学系研究科長の発言に対し、その場で異議を述べる者はいなかったが、当委員会のヒアリングにおいて、科所長会議に出席していた複数の関係者が、「S 氏を庇う不適切な発言であった。」「強い違和感を覚えた。」などと述べている。

(7) 懲戒手続開始決定及び調査報告書 (1) の提出

カンナビ案件対応本部が設置された後、弁護士調査チームによる関係資料の収集やデジタル・フォレンジック調査等が進展した。そのような中、カンナビ案件に対する大学の対応に関し、上記運営方針会議後の懇談会での意見に加え、文部科学省や関係議員からの指摘等もあり、カンナビ案件対応本部では、大学のガバナンス改革や懲戒手続の開始の必要性が議論された。その結果、2025 年 7 月 17 日、総長により、S 氏に対する懲戒手続開始決定がなされた。

同月 31 日、弁護士調査チームから、調査報告書 (1) が提出された。この時点では、まだ S 氏及び Y 氏へのヒアリングは行われていなかったが、デジタル・フォレンジック調査等に基づき、S 氏及び Y 氏は、2023 年 2 月 24 日から 2024 年 9 月 1 日までの間、本件通報者から、繰り返し、高級飲食店、高級クラブ、キャバクラでの飲食・遊興等の接待、及びソープランドでの性的サービスを伴う接待を受けており、これらの行為は収賄罪に該当する可能性が高く、倫理規程に違反すること、研究の独立性・公平性を害する可能性があること、とりわけソープランドでの性的サービスを伴う接待については倫理上・人権上の問題点があること等が指摘された。

(8) 懲戒調査委員会による調査

懲戒手続の開始決定を受け、2025 年 7 月 25 日、S 氏による非違行為に関する調査のため、懲戒手続規程に基づく懲戒調査委員会が設置され、上記のとおり、同月 31 日には、弁護士調査チームによる調査報告書 (1) が提出されていた。しかしながら、直ちに懲戒調査委員会の結論が示されることはなかった。この点、この時点で結論が示されなかった理由として、①警察からの要請により S 氏らへのヒアリングが未実施であったこと、②調査報告書 (1) の事実認定に一部推測が含まれていたこと、③接待を受けた性風俗店は風俗店としては合法的に認められているものであったこと等により、適切な量定判断を行うには時期尚

早であると考えたことが挙げられる。

(9) 調査報告書(2)の提出

その後、弁護士調査チームによる調査が継続し、S氏へのヒアリングも実施した上で、2025年12月12日、調査報告書(2)が提出された。同報告書では、調査報告書(1)で指摘がなされた接待自体の悪質性に加え、当該接待がS氏の東京大学における地位を利用したN協会への便宜供与の目的で行われ、S氏がこれに応じた行為であること、実際に当該便宜供与によって東京大学に財産的損害が発生していること、東京大学のレピュテーションを低下させたこと、東京大学の業務に大きな支障を生じさせたこと等が指摘された。

(10) S氏への懲戒処分

懲戒委員会は、2026年1月23日、懲戒調査委員会の調査結果に基づき、S氏に対し、諭旨解雇の懲戒処分を行うことを相当とする旨の処分案を決定し、同日、総長へ報告を行った。総長は、考慮すべき事情を総合的に勘案して、懲戒解雇とすることが相当と判断し、同月26日、S氏に対し懲戒解雇の懲戒処分を発令した。なお、S氏は同月24日に収賄容疑で逮捕された。

2. 整形案件に係る事実関係

(1) 整形案件の認知と対応本部の設置

2025年7月16日、総務部長及び法務課は、警察の担当者より、医学部附属病院救急救命センターの准教授であるM氏が医療機器メーカーとの癒着の疑いで捜査対象となっている旨の説明を受け、関係資料の提供及び関係者へのヒアリングに関する協力要請を受けた。

コンプライアンス総括責任者は、直ちに弁護士調査チームを交えて対応方針を検討し、同月22日、カンナビ案件と同様に、統合的かつ迅速な対応を可能にする危機管理対応体制を作った上での対応を行うため、「整形案件対応本部」が設置された。

(2) 整形案件対応本部での議論の状況

整形案件対応本部は、週に1回程度の頻度で開催され、弁護士調査チームによる調査の進捗状況、警察からの要請・情報の内容、それらを踏まえた広報対応や懲戒処分への対応方針等が協議された。

懲戒処分については、私的流用だけで処分するということもあり得るが、奨学寄附金の私的流用と収賄とでは処分の重さが異なる可能性もあるため難しい判断であること、大学として収賄に該当するか否かの事実認定は困難であるが、一方で私的流用を放置することは大学の信頼を損なうおそれがあり、懲戒手続を早急に開始する方向で検討すべきであることなどについて議論がなされた。

(3) 懲戒手続開始決定

2025年10月1日、弁護士調査チームの調査状況や整形案件対応本部における協議等の結果を踏まえ、総長は、同月3日、M氏が、奨学寄附金のうち137万5201円を家族に貸与するための物品の購入に充てたことに関し、懲戒事由である「故意又は重大な過失により大学法人に損害を与えた場合」、「大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合」に該当する可能性があるとして、M氏への懲戒手続の開始を決定⁵した。

(4) 弁護士調査チームによる調査報告書の提出

弁護士調査チームは、2025年12月31日、東京大学に対し、整形案件に係る調査報告書を提出した。同報告書においては、「M氏による奨学寄附金の私的流用は、大学の研究資金の不正使用に当たる」と認定した一方で、収賄罪の成否に関しては、積極的な認定はなされていない。

3. 一連の改革に関連する会議体の設置の状況

東京大学では、一連の事案の発覚を受け、東京大学の改革に関する以下の会議体を設置した。それぞれの会議体における設置の趣旨及び議論の概要は以下のとおり。

(1) 社会連携講座等検証・改革委員会

東京大学では、カンナビ案件の発覚を受け、社会連携講座等において類似事案が無いか把握し、有効な再発防止策等を作成するため、2025年6月30日、総長裁定により、社会連携講座等検証・改革委員会を設置した。

同年10月3日、同委員会において提言された改革策について、総長のメッセージ及び類似事案に係るアンケート結果とともに公表された。改革策は、①教職員の倫理意識の徹底、②本部によるガバナンスの強化、③講座等の設置及び契約時における確認・チェック体制の整備、④活動開始後の部局による管理の強化等が盛り込まれた。類似事案の有無に関するアンケート結果については、倫理規程に抵触する可能性がある事案が8通あり、コンプライアンス基本規則に基づく調査を開始したことなどが公表された。

2026年1月8日、同委員会の下に設置された倫理ワーキンググループの議論に基づき東京大学教職員の倫理保持のための規範が設定され、公表された。

(2) リスクガバナンス強化検討委員会

2025年6月23日に行われた運営方針会議後の懇談会で、外部委員を中心に東京大学のリスク管理体制を懸念する意見が寄せられたこと等から、東京大学は、同年11月20日、

⁵ 本調査基準日以降の2026年3月30日、M氏に対し、懲戒解雇とする懲戒処分が発令された。

総長裁定により、リスクガバナンス強化検討委員会を設置した。

同委員会では、3線モデル（Three Lines Model）を導入するに当たり、東京大学の現状のコンプライアンス体制の問題点と、導入にあたっての課題等の議論がなされた。全学のリスク管理を統括する最高リスク責任者（CRO=チーフ・リスク・オフィサー）及びリスク・コンプライアンス統括部を設置し独立した立場でリスク管理を統括すること（2線）や、内部監査室や内部統制委員会（3線）の機能を強化すること、深刻な危機発生時の対応方針などが議論されている。

(3) 医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会

カンナビ案件及び整形案件が、医学系研究科・医学部・医学部附属病院において発生したことを受け、東京大学は、2025年11月27日、総長裁定により、医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会を設置した。

同委員会は、2026年3月24日、医学部附属病院の改革に向けた提言を公表した。同提言において、一連の事案の背景として、①運営管理体制の不明確さ、②外部資金を伴う活動に対する組織的リスク管理の弱さ、③情報共有・モニタリング体制の不十分さ、④組織風土・意識の課題が相互に関連し合っていた点が整理され、附属病院を医学部附属から大学附属に移行したうえで、大学本部による運営管理を強化する、組織内の蝸壺化を防ぐため臨床系講座をグループ化するなどの提言がなされた。

(4) 教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループ

東京大学では、2004年の法人化後、2015年に、学校教育法等の改正を受け、懲戒手続規程の改正⁶は行われているものの、懲戒制度やその運用を本格的に見直すことはなかった。このような中で、カンナビ案件等において教員の懲戒処分に時間を要していたこと等の問題意識のもと、東京大学は、2026年2月5日、総長裁定により、教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループを設置した。

同ワーキンググループは、懲戒制度について課題とそれに対する改革策について議論がなされ、同年3月24日、「中間まとめ」が取りまとめられた。中間まとめにおいては、迅速・適切な自浄作用の発揮、幹事会⁷（仮称）の設置や弁護士の関与の強化など、教員懲戒の組織・手続全体の抜本的改善策等が提言された。

⁶ 具体的には、それまで、教員に対する懲戒は、総長が、懲戒委員会が決定した案に「基づいて」行うこととされていたところ、懲戒委員会が決定した案を「踏まえて」行うこととされた（懲戒手続規程9条）。

⁷ 幹事会（仮称）は、案件の手続進行に関する基本的な方針及び審議計画等を整理し、懲戒調査委員会に伝達することや、「懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合」に該当する場合は、懲戒委員会による調査を主導することなどにより、懲戒委員会の意思決定の責任体制を明確にし、機動性を高めるとされている。

第3. 東京大学の対応に関する当委員会の評価

1. 東京大学のカンナビ案件に対する全般的対応に関する評価

(1) 大学が自浄作用を発揮できず、レピュテーションの毀損を招いたこと

東京大学では、2024年11月5日に警察からの要請があったことを理由に、2025年6月9日にカンナビ案件対応本部が設置される頃までの長期にわたり、内部調査を事実上停止していた。

しかし、不祥事における内部調査は、①組織としての事実関係の早期確定と公表、②類似事案を含めた全容解明、③真因の特定、④それに基づく実効性のある再発防止策の策定などを通じ、自浄作用を発揮し、ステークホルダーに対する社会的信頼を回復することを目的とするものであり、「刑事責任の追及」を目的とする警察の捜査とはその目的も性質も全く別のものである。

したがって、警察による捜査開始を理由として内部調査を停止することは、組織の自浄作用と説明責任の放棄に他ならず、「大学の自治」そのものを自ら毀損する危うさをはらんでおり、当委員会は、このように「警察からの要請」を理由として内部調査を長期にわたり停止した東京大学の対応は、不適切であったと判断した⁸。

(2) 警察の要請に対する大学対応の問題点

カンナビ案件においては、警察から被通報者らへのヒアリングを控えるよう要請されたが、関係資料や関連メール等の調査は可能であったものであり、警察から内部調査そのものを制約する要請があったわけではなかった。本件では、本件通報者から提供された資料、関係者のメールの精査等により、S氏への自宅待機命令その他の人事措置、懲戒手続開始決定が可能となる程度には、事実関係を把握することができたといえる。

また、本件において、東京大学が警察の任意の要請に従わないからといって、警察において直ちに東京大学に不利益を課す可能性は高かったとはいえ、東京大学としては、警察の要請の趣旨を踏まえた代替案の提示などの具体的な協議を行うべきであった。

警察の要請に従ったことは、マスコミに大きく報道される形での捜索がされないことに寄与した可能性はあるものの、その反面として、調査及び是正措置が長期間停止された結果として、東京大学のレピュテーションが大きく毀損される事態に繋がったといえる。

2. 東京大学のガバナンス機能に関する評価

⁸ もっとも、東京大学が内部調査を停止したのは、公益通報であり秘匿性が必要な事案であったこと及び警察からの要請があったためであり、事案そのものを隠蔽する意図がなかったことは念のため付言する。

当委員会は、①大学のガバナンスを担う重要な会議体⁹において、本件に関し、十分な審議・議論がなされなかったこと、②一部の役員から問題提起がなされていたにもかかわらず、執行部としての危機意識をもって対応するのが遅れたこと、さらに、③2025年6月24日の科所長会議（上記第2.1.(6)）において、医学系研究科長から、S氏を庇っていると捉られかねない不適切・不穏当な発言がなされたにもかかわらず、これに対し、異議を述べる者はいなかったこと等を考え併せると、東京大学全体に及ぼすレピュテーションリスクを議論することの重要性が重要な会議体で共有されていたとはいえ、東京大学の組織全体の自浄作用が著しく不足していると評価せざるを得ない。

3. 東京大学のカンナビ案件における公益通報対応に関する評価

東京大学の公益通報対応に関しては、公益通報者保護法の遵守という観点からは、概ね適切に対応をしていると評価できる。他方で、事案を早期に解明し、自浄作用を発揮するという内部通報制度の趣旨に照らすと、以下のとおり問題があった。

(1) 本通報の客観的な深刻性

本通報に係る事案は、東京大学の権威のある教授を当事者とする性接待という破廉恥な事案であり、社会の関心を惹く可能性が非常に高い性質の事案であった。

これに加えて、本件通報者は情報提供内容の裏付けとなり得る多数の資料（写真、LINE録音データ等）を所持していたことを踏まえると、これらの資料が報道機関に提供された場合には、報道機関において報道を行う可能性が相当程度高い客観的な状況があり、また、同資料の一部がオンラインメディアに掲載されていることを踏まえると、本件通報者がこれらの資料を他のマスコミ等に提供する可能性も相当程度高い客観的な状況があった。

(2) 本件通報者との適切なコミュニケーションを行わなかったことにより、本件通報者からの情報を活用した早期の事案の解明や、外部通報を防ぐことができなかった

東京大学では、本件通報者に対して、電話を通じた口頭での事情や意向の聴き取りを行っていないほか、電子メールを通じたやり取りにおいても、本通報に関連する具体的な事情及び証拠関係、本件通報者の意向の確認を行った形跡が見られなかった。

本件通報者との上記コミュニケーションを早期に行っていたら、S氏及びY氏の行為の立証に繋がる他の証拠の取得や、本件通報者が提供する証拠の信用性を確認することが可能であったところ、上記コミュニケーションを怠ったことにより、事案の早期の解明に支障が生じたといえる。また、本件では、本件通報者によるマスコミへの一連の情報提供により大学のレピュテーションが著しく毀損されているところ、本件通報者とのコミュニケーショ

⁹ 法人の業務運営に関する重要事項を審議する重要な会議体として運営方針会議、経営協議会及び役員会が設置されている。

ンを通じて、本件通報者の意向を確認し、誠実に対応していることを本件通報者に伝わる形で示し、本件通報者に是正への期待感を持たせるなどして、本件通報者の満足度を充足させることにより、本件通報者による外部への通報について、幾分か防ぐことができた可能性も否定できない。

(3) S氏やY氏へのヒアリングの実施に固執したことにより、事案の解明に支障をきたした

本件における事案解明のための証拠は、S氏及びY氏の供述に限られず、本件通報者や関係者の供述、本件通報者からの提供が期待できる資料、S氏及びY氏の電子メール等があり、また、S氏の弁解の概要については既に2024年9月26日の時点で附属病院から法務課に共有されていたことからすると、S氏及びY氏へのヒアリングを実施せずとも、自宅待機命令や懲戒手続開始決定が可能である程度には、事案を解明することが可能であった。また、こうした調査を行わずにS氏及びY氏へのヒアリングを実施しようとしたことは証拠隠滅防止の観点からも不適切といえる。

しかし、東京大学においては、S氏及びY氏へのヒアリングに固執した結果、警察から関係者へのヒアリングを止められた際に、「もはや調査として進められることはない」という誤った判断に至り、調査の進行を長期間停止させ、事案の解明に支障をきたしたといえる。

(4) コンプライアンス総括責任者自身の調査ではなく、部局への調査要請の方針を採用し、調査の初期段階において遅滞を招いた

コンプライアンス総括責任者において、自身の調査ではなく、部局による調査要請を行うという方針を採用したことも、調査の初期段階における遅滞を招くものであり、不適切であった。

(5) 事情を知る関係者による通報が行われなかったこと

本件では、S氏及びY氏が代金を支払わずに飲食の供給を受けていたことを認識していたであろう関係者の誰からも、本件通報者による通報の前に、通報窓口に対する通報が行われていない。こうした事情を知る関係者による通報が早期に行われ、東京大学において事案を早期に把握し、対処することができていれば、東京大学のレピュテーションの毀損を軽減することができたといえる。

4. 東京大学の懲戒手続に関する評価

(1) カンナビ案件における懲戒手続の評価

本件では、東京大学がカンナビ案件を最初に認知してから懲戒処分を下すまでに、長期の時間を要しており、2025年7月31日に調査報告書(1)が提出された後も、2026年1月

26日に懲戒処分を発令するまでに期間を要している。

懲戒処分は組織の信用や秩序の維持を目的として行うものであり、国立大学の教員であり、かつ、附属病院の皮膚科診療科長という高い地位にあり、高度な倫理観が求められる立場の者が、利害関係者から性接待を受けていた行為は、その金額的多寡に関わらず東京大学の社会的信用を失墜させる行為であること、社会連携講座の関係者からの接待であり収賄罪の成立が否定できないうえ、研究の独立性・公平性に対する社会の信頼を損なうものであり、東京大学に所属する他の教員の研究の自由に対し重大な支障が生じかねない状況が生じていたこと、多数の報道がなされ東京大学の社会的信用が現に損なわれていたこと等を勘案すると、当委員会は、調査報告書（1）が提出された後、速やかに、S氏へ弁明の機会を付与したうえで、懲戒解雇等を含む重い処分を行うべきであったと判断する。

（2）東京大学の懲戒手続全般に係る問題

カンナビ案件は、事案の認知から懲戒処分までの期間は、過去10年の懲戒処分の21事案のうち、4番目に短いものである。

当委員会は、カンナビ案件以外の懲戒手続について検証対象としていないが、カンナビ案件の懲戒処分が他の事案に比べて短期間で終了したという事実を鑑みれば、当委員会の評価は、単なる個別事案に対する評価にとどまらず、東京大学における懲戒手続全般に内在する課題とも言い得ることを付言する。

5. 東京大学による対外公表の姿勢に関する評価

本件においては、S氏に対する調査自体は2024年9月末の時点で決定し、その後、長期間停止をしていたものの、S氏に対する人事措置は、2025年6月1日の皮膚科診療科長からの解職、同月30日の自宅待機命令という形で進めており、懲戒処分についても、同年7月17日の時点で、手続の開始決定を行っていた。また、懲戒解雇については、懲戒手続規程上厳格な手続を要求されていることから、手続の性質上、時間を要するという特殊事情があった。

これらの事実や事情について、警察の捜査が開始されていることに言及しない形で、速やかに対外的に公表・説明をしていれば、警察からの要請の趣旨に反することなく、社会からの非難を軽減することが期待できたといえ、対外的な公表・説明についての高度の必要性があったといえる。しかし、東京大学では、警察との関係が悪化することを懸念し、多数のメディアからの度重なる質問に対して「お答えできません。」などとの回答に終始し、具体的な説明をしようとはしなかった。

東京大学としては、警察に対して、対外的な公表・説明の必要性等を丁寧に伝えた上で、上記の事実や事情を積極的に公表・説明をしていくべきであった。

6. 東京大学による整形案件への対応に関する評価

整形案件については、2025年7月16日、警察から同案件の概要を共有された後、コンプライアンス総括責任者は、同日中に弁護士調査チームを交えて対応方針を検討した上で、自身による調査を行うことを決定し、翌週の同月22日に整形案件対応本部を設置し、同月28日には、M氏へのヒアリングを実施するなどの速やかな対応を実施している。

また、M氏が逮捕された直後である同年11月24日に、総長において、M氏の逮捕に関する受け止め、東京大学が危機的な状況であるという認識の表明、今後ガバナンス改革を速やかに進めること等を社会に対して表明しており、東京大学として説明責任を果たそうとする意思を社会に対して示している。

これらのことを、総合的に考慮すると、東京大学による整形案件への対応については、概ね妥当であったと考える。

第4. 東京大学の不適切な対応をもたらした根本原因

1. 大学本部における危機意識の不足

上記のカンナビ案件に対する対応プロセスの不適切さの背景の一つとして、関係者の危機意識が十分でなかったことが指摘できる。

総長は、2024年11月にコンプライアンス総括責任者からカンナビ案件に関する情報の共有を受け、警察の要請により、ヒアリングが進まないことを認識していたものの、2025年5月に至るまで、コンプライアンス総括責任者に対して、調査を進めるための具体的な指示等を行った形跡がみられなかった。遅くとも同年3月頃には、他の役員から、「このまま何もしなくてもよいのか」などといった意見が出ていたことは認識していたが、「警察が動いている」という情報も得ていたことから、思考停止に陥っていた。

コンプライアンス総括責任者において危機意識が不足していたことから、コンプライアンス総括責任者のみに依拠したレポートラインでは危機を意識し得る程度の情報が総長に伝達されなかった可能性があり、また、そのような状況の中で、2025年5月12日の時点とはいえ、総長自らコンプライアンス総括責任者に対し具体的な対応を行うよう指示していることなどの事情を踏まえると、総長は、一定程度の危機意識を抱いていたこととはうかがわれる。しかし、そのような事情を考慮しても、東京大学のトップとして具備すべき危機意識が、不十分であったことは否定できない。

また、コンプライアンス総括責任者は、カンナビ案件が客観的に対応リスクの高い事案であることを認識していたものの、コンプライアンス総括責任者自身の調査ではなく部局への調査要請の方法を選択し、また、カンナビ案件の総長への報告についても、2024年11月5日に警察からの要請があって初めて口頭で簡易な報告を行い、詳細な報告は同月15日に至るまで行っていない。総務部長及び法務課の職員を通じた警察との交渉の必要性については理解していた様子がうかがわれること等から、危機意識が欠如していたとまではいえないが、カンナビ案件の深刻性を踏まえると、危機意識が不足していたことは否定できない。

2. 部局・研究室・教員における相互に干渉しない風土

上記1.で指摘した大学本部における危機意識の不足は、本件における組織的な対応を遅滞させた直接的な要因であるが、週刊誌やテレビニュースで報道されてもなお即時の対応に至らなかったのは、現場（第1線）のレベル、すなわち、部局・研究室・教員において、「自らの研究領域さえ脅かされなければ、他者の倫理違反やコンプライアンス違反に対しても口を出さない（黙認する）」という、相互に干渉しない文化が根付いており、組織としての自浄作用が極めて働きにくい風土が存在していることが影響している

3. プロセス軽視の組織風土

東京大学では重要な組織運営のための委員会決定に関する議事録が作成されていない¹⁰。カンナビ案件において、数少ない意見が一部の理事などから出されたが、いずれの発言に関しても議事録は残されておらず、したがって、執行部がその意見をどのように受け止め、その後の対応にどのように生かしたのか等を検証することが困難であった。

重要な意思形成プロセスが曖昧であることは、組織運営を対外的に説明することを困難とさせ、また、重要な判断の権限と責任の所在を不明瞭なものとする。この点において、東京大学のガバナンスには実質的な審議・議論を経たうえで事案に対処するというプロセスを軽視する姿勢がうかがわれる。東京大学の一連の対応の問題についても、このような大学運営上のプロセス軽視の姿勢に起因するところが大きいものと判断した。

4. 「無謬性（むびゅうせい）」に起因する想像力の欠如

これまで述べてきた関係者の危機意識の不足や他者行動への無関心な姿勢は、いずれも教員の不適切な行動が、組織である東京大学にどのような影響を及ぼすのか（どのようなリスクが東京大学に顕在化するのか）といった想像力が欠如していたことに起因するものとする。このような「想像力の欠如」のために、教員の不正予防には敏感だが、発生した不正に対して真摯に向き合う姿勢（自浄能力）には消極的な傾向がみられる。

この想像力の欠如は、公務員¹¹は悪いことはしない、悪いことはしてはならない、という「無謬性」¹²の思想に由来しているものである。このような思想が浸透している組織では、いざ不正発生を認識しても「起きてはいけないことが起きた」という意識が教職員に働いて、「不正を不正と認めたくない」、「不正の疑いは隠す」、「不正を犯した者は厳罰に処して

¹⁰ 代表的なものとして、懲戒委員会、科所長会議、役員懇談会などでは議事録が作成されていないことが挙げられる。

¹¹ 法人化されて20年以上が経過しているが、所管する文部科学省との関係が強いだけに公務員組織だった頃の特徴は現在も存在するものと思われる。

¹² ここで、「無謬性」とは、行政機関や公務員は職務執行や意思決定において、決して誤りを犯さないという、暗黙の前提や建前を指す。

組織から排除することで組織は正常化される」といった意識が強い。

第5. 東京大学のガバナンス改革に向けた当委員会の提言

1. 再発防止策へのモニタリング

当委員会がプロセス検証において、その不適切な対応の根本原因としてあげたところは「ガバナンスの形式と実質の乖離」に潜んでいるものと考えている。たとえば、整えた仕組みが機能するためには、まず仕組みを運用する土壌が必要である。①不正疑惑を見つけたら、すぐに上司や通報窓口へ申告できる組織風土はあるか、②トップに情報を上げる立場にある者は、なにか上げるべき重大案件なのか判断する知見はあるか、③調査をする場合に、調査の独立性・公正性を担保できるか、④不正が明らかとなった場合に、迅速・公正に対処できるか、⑤迅速・公正な対処として、仲間意識を排除して公表措置をとることができるか等、運用面でチェックしなければならない点が多い。

そういったチェックを仲間内ではなく、外部第三者によって実践するシステムが、東京大学には求められている。具体的には、今後、東京大学が再発防止策として掲げる諸施策について、その進捗状況を第三者の目によってモニタリングして、その評価を定期的に公表するような施策を検討すべきである。当該モニタリングにおいて、「ガバナンスの形式と実質」に乖離がないかどうか、運用面からのチェックがなされるべきである。

2. 3線モデル (Three Lines Model) 導入に向けた組織風土の改革

東京大学が再発防止策として採用を掲げている「3線モデル」を期待どおりに運用するためには、まずは、独立した「第3線」の存在が必要である。すなわち、独立性を確保した内部監査部門と、組織のトップにもモノが言える監事監査、そして財務経理の視点から不正疑惑を追及しうる会計監査部門のいわゆる三様監査が連携及び協働して、組織トップに改善を提言できる組織を構築しなければならない。

また、「3線モデル」の機能発揮には、「横の連携」¹³が必要である。大学組織においては、とりわけ「研究及び教授の自由」が確保されるように、部局における独立性が強く、他部局との連携には課題を抱えている。仮に自部局で問題行為が発生したとなれば、自部局内で解決する動機が強い。たとえ「ヒヤリハット事例」であったとしても、部局を統括する第2線に情報が入り、リスクアプローチによって問題行為の早期発見に努める姿勢が求められる。

さらに、現場で不適切行為を未然に防止する「第1線」を強化するためには「他の研究室への無関心」への対応が必要であり、無関心の解消のためにも、研究室を超えた積極的なコミュニケーション促進に向けた具体的な施策が検討されるべきである。

¹³ ここで述べる「横の連携」とは、単に部局間の連携にとどまらず、たとえば本部の管理部門と部局との連携や大学院と医学部との連携、現場と部局の管理部門との連携等も含むものである。

3. 対外的コミュニケーションと対内的コミュニケーションの効用（改革について学内関係者だけでなく、学外関係者も巻き込む効用）

大学本部や部局の垣根を越えて、必要な情報を共有できる体制を構築するためには、教職員において、東京大学の社会的信頼構築に寄与することを自分事として認識してもらう必要がある。そのために、たとえば今回の一連の不適切行為を教訓として、部局におけるコンプライアンスへの取組みを学内で周知すること、部局内で不正リスクに関する勉強会を開催すること、といった対内的コミュニケーションの機会を増やすことが考えられる。

また、東京大学のリスクマネジメントへの取組みが社会からどう受け止められるか、対外的なコミュニケーションの機会を増やすことによって認識すること、対外的なコミュニケーションを積極的に推進し、もし東京大学の教員に不適切行為が認められる場合には、学外のステークホルダーから指摘を受けることも有効といえる。

4. 危機管理対応を支援するルールと人材（CRO等）

東京大学は、本部主導のガバナンス体制構築に向けた改革の一環として、新たに最高リスク責任者（CRO）を配置し、また「リスク・コンプライアンス統括部」を設置することを検討している。

ガバナンスの仕組みとしては妥当なものといえるが、そもそも責任者が期待された役割を果たし、また新設部門が有効に機能するためには、①「社会リスク対応規程¹⁴」を策定すること、及び②危機に直面した総長が重要な判断を行うにあたり、どのように行動すれば社会の信頼を得ることができるのか、経営協議会との適宜の協議を踏まえて意思決定をなすような体制を構築することが必要である。

5. 教員懲戒制度の改革について

懲戒処分を適時適切に行う前提として、調査（懲戒調査委員会の調査を含め）を公正かつ迅速に行う必要があり、デジタル・フォレンジック調査や外部法律事務所への依頼等に関する十分な予算を計上できるような配慮が必要である。

また、懲戒委員会の運用について、例えば、①懲戒調査に外部弁護士を積極的に関与させて迅速化を図る、②懲戒委員会の人的規模を縮小して迅速な意思決定を可能なものにする、③懲戒処分の量定にあたり、総長の裁量の範囲を広めて、組織の秩序維持や信用維持といった懲戒目的にも配慮した手続を実践する等により、懲戒制度の仕組みを変更すべきである。

以上

¹⁴ どのような場合に CRO の意見を求めるのか、どのような場面になれば危機管理本部を設置するのか、どのような場合に例外的なルール逸脱を許容するのか、客観的に判断できるルールを指す。

略語表

略語	用語
当委員会	プロセス検証委員会
本調査	プロセス検証委員会による調査
本調査基準日	2026年3月25日
本報告書日	2026年3月31日
S氏	東京大学医学系研究科・医学部皮膚科学教室のS教授（当時）
Y氏	東京大学医学系研究科・医学部臨床カンナビノイド学講座のY元特任准教授
M氏	医学部附属病院救急救命センターのM准教授（当時）
N協会	N協会
カンナビ案件	S氏が収賄容疑で逮捕され、その後、Y氏とともに起訴された事件及び事案発覚以降の一連の経緯
整形案件	M氏が収賄容疑で逮捕された事件及び事案発覚以降の一連の経緯
本件通報者	N協会代表のH氏
本通報	カンナビ案件に係る本件通報者による内部通報
弁護士調査チーム	調査を委託した外部法律事務所の弁護士
カンナビ案件対応本部	コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、医学系研究科長、附属病院長のほか、各関係部署等で構成される対応本部
整形案件対応本部	コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、医学系研究科長、附属病院副院長他3名等で構成される対応本部
調査報告書（1）	カンナビ案件に関し、弁護士調査チームから、東京大学に対し提出された2025年7月31日付調査報告書
調査報告書（2）	カンナビ案件に関し、弁護士調査チームから、東京大学に対し提出された2025年12月12日付調査報告書
東京大学	国立大学法人東京大学及び東京大学
大学本部又は本部	総長、理事及びこれを補佐する本部事務組織等
部局	学部・研究科・附属病院・各種研究所等
附属病院	東京大学医学部附属病院
医学系研究科	東京大学大学院医学系研究科
総務部	本部総務課、本部法務課、本部コミュニケーション戦略課が置かれている事務組織

法務課	本部法務課
通報窓口	コンプライアンス通報受付管理者である東京大学本部法務課長
懲戒委員会	教員懲戒委員会
懲戒調査委員会	懲戒委員会の下に設定された調査委員会
コンプライアンス基本規則	東京大学コンプライアンス基本規則
倫理規程	東京大学教職員倫理規程
懲戒手続規程	東京大学教員懲戒手続規程
教員	教授、准教授、講師、助教及び助手

カンナビ案件に係る主要な時系列

2024年9月18日	本件通報者からの内部通報を受付
9月27日	①コンプライアンス総括責任者が法務課に対し附属病院長に調査を要請するよう指示 ②本件通報者から写真やLINEのやり取り等の相当数の資料を受領
9月30日	オンラインメディアに、同日付で、上記写真やLINEのやり取りを含むカンナビ案件に関する記事が掲載。これを受けて、コンプライアンス総括責任者が法務課に対し、予備調査を実施せずに直ちに本調査に入るよう指示
10月28日	コンプライアンス総括責任者が、コンプライアンス基本規則に基づき附属病院長に調査要請書を発出
11月5日	警察が学内調査を差し控えるよう要望。これを受けて、同日、コンプライアンス総括責任者は、コンプライアンス基本規則に基づく調査を事実上停止。警察から調査を止められた旨を総長に報告
11月15日	コンプライアンス総括責任者が総長にカンナビ案件の概要を説明
12月6日	「週刊現代」WEB版にカンナビ案件に関する記事が掲載
2025年3月6日	「週刊文春」にカンナビ案件に関する記事が掲載
5月8日	テレビ朝日系列「報道ステーション」でカンナビ案件の報道
5月12日	総長からコンプライアンス総括責任者に対し、カンナビ案件に対応するよう指示
5月16日	①総長及びコンプライアンス総括責任者が、外部の弁護士に依頼をして調査を本部主導で再開することを決定 ②本件通報者が記者会見（S氏らへの接待や東京大学への提訴等）
6月1日	S氏が皮膚科診療科長から降任
6月7日	附属病院に対する警察による搜索差押え
6月9日	カンナビ案件対応本部を設置し、東京大学の各種対応（事実調査、捜査協力、対外対応など）を統轄。弁護士調査チームが調査開始
6月30日	東京大学がS氏に自宅待機命令
7月2日～	警察による東京大学関係者事情聴取開始
7月9日	東京大学にN協会等からの訴状送達
7月17日	S氏に対する懲戒手続開始決定
7月31日	弁護士調査チームが調査結果として、調査報告書(1)を提出
12月12日	弁護士調査チームが調査結果として、調査報告書(2)を提出
2026年1月9日	懲戒委員会がS氏に対して弁明の機会を与える通知書を送付

1月23日	懲戒委員会においてS氏に対し諭旨解雇を相当とする旨を決定
1月24日	S氏を収賄容疑で逮捕
1月26日	総長においてS氏の懲戒解雇を発令
1月27日	責任の明確化のため総長と3名の担当理事は役員報酬の一部を自主返納。医学系研究科長・医学部長については訓告の措置、附属病院長については辞任
1月28日	総長らが記者会見を実施。カンナビ案件の事実関係及び東京大学による対応の概要について説明

整形案件に係る主要な時系列

2025年7月16日	警察から捜査協力依頼。コンプライアンス総括責任者自身による調査を実施することを決定
7月16日～23日	総長、経営企画担当理事、病院担当理事、両監事などに整形案件の情報が共有
7月22日	整形案件対応本部を設置し、東京大学の各種対応（事実調査、捜査協力、対外対応など）を統轄。弁護士調査チームが調査開始
10月3日	M氏に対する懲戒手続開始決定
11月19日	M氏を単純収賄容疑で逮捕。同月28日に釈放
11月24日	東京大学ホームページにM氏の逮捕に関する総長メッセージを掲載
12月1日	M氏に対し自宅待機命令
12月2日	東京大学の請求に対しM氏が奨学寄附金の私的流用額を返金
12月10日	M氏を単純収賄罪で在宅起訴。起訴休職発令（15日付け）
12月11日	調査で判明した事案の概要と、再発防止のための緊急的な改善策を発表。責任の明確化のため総長と2名の担当理事は役員報酬の一部を自主返納。医学系研究科長・医学部長及び附属病院長に厳重注意